

平成24年度事業報告書

自 平成24年 4月 1日

至 平成25年 3月 31日

一般社団法人 日本レコード協会

目 次

- [1] レコードの普及に関すること…………… 1～2
 - 1. 「音楽 CD の再販制度」の維持
 - 2. レコードの需要拡大施策の展開
 - 3. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施
 - 4. 「有料音楽配信チャート」の活用
 - 5. 日本音楽の海外展開の促進
 - 6. 大学寄附講座の開設
 - 7. RIAJ セミナーの開催
 - 8. その他

- [2] レコードに関する調査研究および資料の蒐集に関すること…………… 2～3
 - 1. 市場調査、産業統計の充実
 - 2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

- [3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること…………… 3
 - 1. 歴史的音盤のアーカイブ事業の推進
 - 2. 「文化庁芸術祭」への協力
 - 3. 「日本プロ音楽録音賞」の共催

- [4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること…………… 3～5
 - 1. 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化
 - 2. 違法音楽配信を撲滅するための法整備の推進
 - 3. 「違法配信からのダウンロード違法化」等の広報活動の実施
 - 4. 著作権教育活動の実施
 - 5. 「レコード保護期間」の延長に向けた活動
 - 6. 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動
 - 7. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動

- [5] レコード等に関するデータの公表…………… 5
 - 1. 出版物の刊行
 - 2. ホームページの運営

- [6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取り決め
ならびに徴収および分配…………… 5
 - 1. 二次使用料収入確保のための検討

2. 二次使用料実績分配の運用開始

- [7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配…………… 5
- [8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配…………… 5
- [9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配…………… 6
- [10] その他…………… 6
 - 1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等
 - 2. 国内・国外の団体、機関との連携活動
 - 3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営
 - 4. 業界規格（RIS）の制定と改正
 - 5. “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動
 - 6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈
 - 7. 会員社業務の集約化（シェアードサービス）

以上

平成 24 年度事業報告書

平成 24 年 4 月 30 日に当協会は創立 70 周年を迎えた。この節目の年の 6 月 20 日には「著作権法の一部を改正する法律」が通常国会において成立し、音楽業界の悲願であった「違法配信であることを知りながら、有償の音楽・映像を私的使用目的で複製する行為」（私的違法ダウンロード）に罰則が設けられた。この改正著作権法は同年 10 月 1 日に施行され、当協会は、他の音楽権利者団体とともに「STOP！違法ダウンロード広報委員会」を設立し、法改正を広く国民に周知するための各種広報活動に施行前から取り組んだ。

平成 24 年の市況を振り返ると、レコード等の生産実績については、オーディオレコード（CD 等）の年間生産金額が前年比 108%となり、平成 10 年以來 14 年ぶりに前年を上回り、音楽ソフト（オーディオレコード・音楽ビデオの合計）の年間生産金額も前年比 110%と 2 桁の伸びを記録した。他方、有料音楽配信の売上金額は、インターネットダウンロードの年間売上金額は前年比 143%と 2 年連続の 2 桁成長となったものの、全体では前年比 75%と大幅に減少した。この結果、音楽ソフト（オーディオ+音楽ビデオ）の生産金額と有料音楽配信売上の合計は 3,651 億円、前年比 103%となり、平成 19 年以來 5 年ぶりに前年を上回った。

平成 24 年度、当協会は、8 項目の重点施策（①「違法音楽配信の撲滅」、②「需要拡大施策の展開」、③「レコード製作者の権利収入の拡大と適正な分配」、④「レコード製作者の権利の確保、強化」、⑤「シェアードサービスの拡大」、⑥「著作権教育・啓発活動の充実」、⑦「シンクタンク機能の充実」及び⑧「音楽文化の維持、発展のための施策」）を中心に以下の事業を推進した。

〔事業活動〕

〔1〕レコードの普及に関すること

1. 音楽 CD 再販制度の維持

- (1) 会員各社の再販弾力運用の取組みを報告書にとりまとめ、3 月に公正取引委員会へ提出するとともに、当協会ホームページで公表した。
- (2) ユーザーサービスの一環として実施しているインターネット廃盤セールを、1 月 9 日から 1 月 23 日の間実施した。

2. レコードの需要拡大施策の展開

(1) 「CD ショップ大賞」の充実・強化

CD ショップの活性化を目的とする「CD ショップ大賞」について、店頭展開・広報展開の支援を行った。3 月 7 日に Zepp Diver City Tokyo で開催した第 5 回授賞式の模様は、主要なテレビ・ラジオ番組やウェブニュースで取り上げられ、顕彰の認知拡大と店頭における受賞作品の売上増に繋がった。

(2) 大人の音楽キャンペーンの実施

会員 15 社が参加する合同キャンペーンを年 2 回（6 月 11 日～8 月 31 日および 10 月

2日～12月31日)実施した。各回とも対象商品のパンフレットを作成・配布し、コンピレーションCD4タイトルを中心とした店頭キャンペーンを行うとともに、4月～12月の9ヶ月間、ラジオ番組「Age Free Music ～大人の音楽」を放送した。

(3) 高音質/高品質 disc の普及促進

高品質・高音質商品の魅力をユーザーへアピールするため、日本オーディオ協会主催「オーディオ・ホームシアター展」に音楽物 Blu-ray Disc (BD) のブースを出展、また、同イベント内の「音のサロン」において、高音質・高品質 CD (Blu-spec CD2、HQCD、SHM-CD 等) の講演・試聴会を実施した。また、音楽物 BD 商品 530 タイトルを掲載した「BD Music カタログ」10万部を年末商戦期に合わせ販売店へ配布した。

(4) ミュージック・ジャケット大賞の実施

CDジャケットの魅力を訴求しパッケージ商品の購買拡大に繋げることを目的に創設した「ミュージック・ジャケット大賞」の第2回を実施し、10月16日に大賞1作品、準大賞2作品および特別賞を発表した。投票数、公式サイトへのアクセス数ともに対前年で大きく伸長し、TV、新聞、ウェブニュース等で取り上げられた。あわせて大手CDショップでの店頭展開を行った。

3. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施

第27回となる今年度の大賞は、1月7日の当協会賀詞交歓会および同日プレスリリースにて発表した。TV5局12番組のほか、新聞各紙、Webサイトで多く取り上げられた。

4. 有料音楽配信チャートの活用

有料音楽配信チャートは、一定の役割を終えたことから、7月27日の公表をもって休止した。

5. 日本音楽の海外展開の促進

(1) 音楽産業・文化振興財団 (PROMIC) 主催の「東京国際ミュージックマーケット」

(TIMM) に参画した (13ヶ国・地域から87名のバイヤーが来日)。3月末時点の成約件数は、CDパッケージ9件、配信854件、ライブ13件、TV放映1件となった。

(2) 日本音楽情報ポータルサイト「Japan Music Entertainment」は、コンテンツ充実化

等の対応によりアクセスが大きく増加したが、費用対効果等を鑑み3月31日をもって終了した。

6. 大学寄附講座の開設

平成23年度に続き、横浜国立大学 (経済学部対象) にて寄附講座「コンテンツビジネスと法」を開講した。秋学期の10月2日から1月29日まで全15コマの講義を実施し、履修生は91名となった。なお、同校の学生による授業満足度評価では、本講座は3.70 (4点満点・法律系科目の平均は3.37) と高い評価を受けた。

7. RIAJ セミナーの開催

会員社を対象に7回開催した。

8. その他

“Music J-CIS” (Music Japan-Copyright Information Service) の構成団体として活動

を行った。音楽権利情報データベースを充実させるため、平成 24 年度発売新譜等の楽曲情報取り込みを実施した。その結果、平成 24 年度末時点での収録楽曲総件数は約 423 万件まで拡大した（前期末約 404 万件）。

[2] レコードに関する調査研究および資料の蒐集に関すること

1. 市場調査、産業統計の充実

音楽パッケージソフトの月別生産実績、並びに四半期毎の音楽配信売上実績を集計し公開した。

2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

「2012 年度音楽メディアユーザー実態調査」を実施し、ユーザーの音楽利用実態の推移や音楽消費の変化に関する要因分析を行い、会員社向け報告会を開催するとともに調査結果を当協会ホームページ上で公開した。

[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること

1. 歴史的音盤のアーカイブ事業の推進

歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC）を中心に SP 盤等の音源デジタル化作業を進めた。平成 24 年度は 10,001 音源を国立国会図書館に納入し、その結果、平成 21 年度から 24 年度までの 4 年間で約 48,700 音源の納入が完了した。国立国会図書館に納入した音源は、同館館内のほか、同館の許可を得た公共図書館や研究機関等において聴取可能となっている。

2. 「文化庁芸術祭」への協力

「第 67 回文化庁芸術祭」のレコード部門申請窓口として 65 作品を参加申請し、参加が承認された 32 作品の中から芸術祭大賞 1 作品、優秀賞 3 作品が選出された。

3. 「日本プロ音楽録音賞」の共催

優秀な音楽録音作品を選定し、その録音エンジニアを顕彰する「第 19 回日本プロ音楽録音賞」を、当協会と日本音楽スタジオ協会、日本ミキサー協会、日本オーディオ協会、演奏家権利処理合同機構 MPN により共催し、12 月 6 日に授賞式を開催した。

[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること

1. 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化

- (1) 動画共有サイト、ストレージサービス、携帯電話向けサイトなどに対する年間の削除要請件数は約 33 万件に増加した（前年度約 27 万件）。
- (2) 中国の動画共有サイト等について、当該サイトの訪問など直接的なアプローチを強化したところ、当協会の削除要請への対応において大幅な改善が得られた。
- (3) 平成 23 年 8 月に会員社等 31 社が原告となり東京地裁に提訴した、YouTube からの動画ダウンロード支援サイト「TUBEFIRE」を運営するミュージックゲート社との訴訟に関して、当協会は会員社の訴訟関係実務を支援した。
- (4) 携帯電話向けの違法情報フィルタリングや削除要請等の対策に加えて、他の音楽権利

者団体と協力して導入した違法アップロード監視対策等の効果により、フィーチャーフォン向けサイトにおける違法音楽配信の実態が大幅に改善した。

- (5) スマートフォンを用いた違法音楽配信について、違法な音源や画源をリンクにより提供するアプリケーションの開発者・提供者等への対応を開始した。
- (6) 音楽ファイルの違法アップローダーや海賊盤の頒布者に対する告訴した事件について 20 件 (20 名) が逮捕に至った (昨年実績 17 件)。
- (7) 「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」(CCIF) が実施するプロバイダを通じた違法ユーザーへの警告スキームの取り組みを継続し、2,301 件の啓発メールを送付した。
- (8) ファイル共有ソフトを悪用した違法ユーザーについて、プロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟を通じて開示された 31 名に関して和解等すべての対応が完了した。

2. 違法音楽配信を撲滅するための法整備の推進

6 月 20 日に「著作権法の一部を改正する法律」が通常国会において成立し、「違法配信であることを知りながら、有償の音楽・映像を私的使用目的で複製する行為」(私的違法ダウンロード)に罰則が設けられ、10 月 1 日に施行された。

3. 「違法配信からのダウンロード違法化」等の啓発キャンペーンの実施

- (1) 6 月 20 日に成立した私的違法ダウンロード罰則化を受けて、9 月 10 日に設立した音楽関係 7 団体による「STOP! 違法ダウンロード広報委員会」を中心に周知キャンペーン (①動画共有サイト等での広告展開 (7 億回表示)、②検索サイトの SEO、SEM 対策、③映画館で本編前に上映されている CM「NO MORE 映画泥棒」のリニューアル、④全国の中学校・高等学校等に対する周知ポスターの作成と送付 (のべ 24,000 枚配布)、⑤CD ショップ店頭での啓発ポスター掲示 (6,600 枚配布)) を実施した。
- (2) エルマーク (適法配信識別マーク) について、「試聴のみ可」、「ダウンロード可」、「転載可」の 3 つの利用形態を識別するマークを追加し、12 月 17 日に導入した。このエルマークの認知拡大のため、ホームページの該当部分をリニューアルするとともに、若年層への認知を促進するべくキャラクター「エルマーくん」を導入した。

4. 著作権教育活動の実施

- (1) 若年層への著作権教育の機会増大のため、中高生の会員社への職場訪問を拡大すべく旅行代理店・教育関係者へのアプローチを実施し、平成 24 年度の受け入れ実績は、5,820 名 (前年度 3,831 名) となった。
- (2) NPO 法人企業教育研究会 (ACE) と連携し、教員および教育学部在学学生を対象に「社会とつながる音楽・教育研究会」と題した勉強会を平成 24 年 8 月および平成 25 年 3 月に実施した。
- (3) NTT ドコモ主催「ケータイ安全教室」(平成 24 年度は年間 70 万人が参加) において、当協会の啓発リーフレットを配布、また、平成 25 年度から KDDI 実施の「ケータイ教室」でも同リーフレット配布が決定した。

5. 「レコード保護期間」の延長に向けた活動

他の権利者団体と協力し、国会議員や関係省庁に対して、レコード保護期間延長の必要

性について理解を得るための働きかけを行った。

6. 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動

(1) 他の権利者団体と協力し、関係省庁等に対して、権利者への対価還元施策の必要性について理解を得るための働きかけを行った。

(2) 私的録画補償金管理協会（SARVH）－東芝間の訴訟について、11月8日、最高裁への上告が棄却され敗訴が確定した。当協会は SARVH の構成団体として本件訴訟において必要な支援を行った。

7. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動

実演家団体と合同で制度創設に向けた検討を継続して行った。

[5] レコード等に関するデータの公表

1. 出版物の刊行

月刊機関誌「THE RECORD」を発行し、会員社、関係団体、官公庁、マスメディア、業界関係者などに配布した。また、日本のレコード産業の年間統計資料集として「日本のレコード産業 2013」を和文、英文で発行し、当協会ホームページ上でも公開した。また、当協会創立 70 周年記念誌を発行した。

2. ホームページの運営

著作権法改正に伴い、当協会サイトを改定した。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. 二次使用料収入確保のための検討

(1) 日本放送協会との間で、平成 23 年度～24 年度の二次使用料について、平成 25 年 2 月に最終合意に達した。

(2) 衛星放送については、衛星放送協会との間で平成24年単年度の二次使用料について合意に達した。

(3) ケーブルテレビについては、日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）との間で、平成 21 年度～30 年度の二次使用料について 10 年契約が成立した。

(4) 二次使用料・複製使用料等の徴収額の合計は 60 億 2,800 万円(前年度比 1.1%増)、権利者分配額は 56 億 100 万円（前年度比 1.6%増）となった。

2. 二次使用料実績分配の運用開始

実績分配システムについて、平成 23 年度の実施結果を検証し、システムによる自動照合率向上などの必要な改修を行った。

[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. 放送番組のネット配信にかかる集中管理に関する取組

(1) 複数の具体的なサービスや利用形態を想定し、集中管理範囲の拡大に関する検討を

開始した。

(2) 使用料規程において未整備の利用形態について関係事業者との協議を開始した。

[8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

(1) 徴収額は 37 億 8,500 万円（前年度比 11.8%増）、権利者分配額は 35 億 7,600 万円（前年度比 12.2%増）となった。

(2) 邦盤レコードにかかる分配方法の変更について、分配規程の改定および関係団体との協定書を締結し、2 月には、新ルールに基づく第 1 回分配を行った。

[9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配

1. 私的録音補償金

私的録音補償金管理協会 (sarah) から 7,400 万円（前年度比 10.4%増）を受領し、6,600 万円（前年度比 11.8%増）を権利者に分配した。

2. 私的録画補償金

私的録画補償金管理協会 (SARVH) から 1,500 万円（前年度比 74%減）を受領し、1,300 万円（前年度比 75%減）を権利者に分配した。

[10] その他

1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見の表明を行った。

2. 国内・国外の団体、機関との連携活動

国内の音楽関係団体並びに国際レコード産業連盟 (IFPI) 及びアメリカレコード協会 (RIAA) 等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を実施した。

3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営

月次会議にて会員社から発売される全邦楽作品 9,256 点について審査を行った。

4. 業界規格 (RIS) の制定と改正

日本レコード協会規格 (RIS) 504 別冊「各種コード一覧表」(2013 年 3 月版) を発行した。

5. “ISRC” (International Standard Recording Code) の管理機関としての活動

登録者コードの新規発行件数 94 件（前年度 75 件）、個別コードの発行曲数は 16,927 曲（前年度 16,694 曲）であり、3 月末の累計数は登録者コード 1,589 件、個別コード 97,774 曲となった。

6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

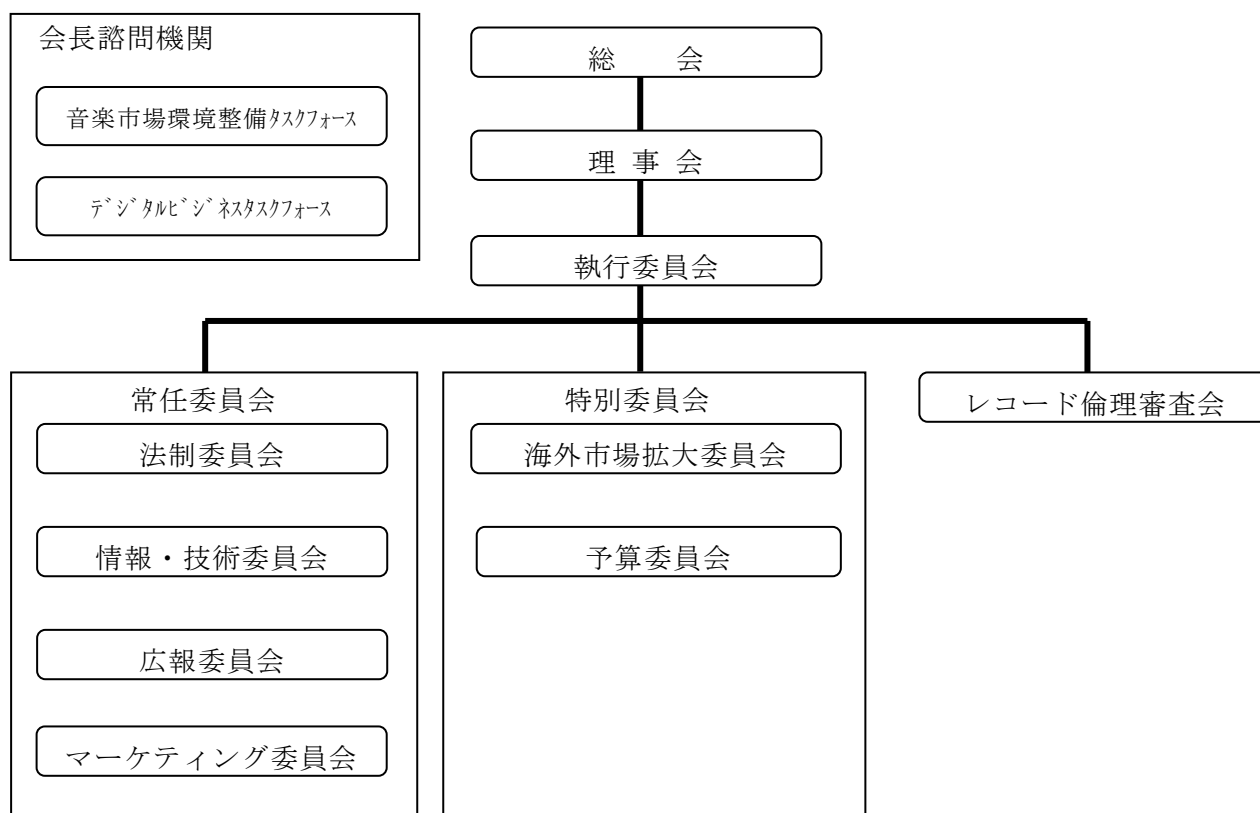
今年度（第 50 回）は、約 10,000 枚の音楽 CD を福祉施設 453 箇所および東日本大震災被災地の臨時災害放送局 12 局と仮設住宅の集会所へ寄贈した。

7. 会員社業務の集約化（シェアードサービス）

- (1) 放送局向けオンライン・プロモーションの有効性を検証する実証実験を、全国 FM 局の協力のもと 11 月中旬から 2 月末にかけて行った。
- (2) 違法音楽アップロードの探索・削除要請にかかる会員社業務を集約化し、大幅な対策強化を図るため、「著作権保護・促進センター（C P P C）」の設置準備を行った（平成 25 年 4 月 1 日設置）。また、貸レコード使用料等の新分配方法に関する共通システムを開発し、導入した。

〔運営体制〕

平成 24 年度における当協会の運営体制は次の通りである。



以上